

野辺地町新庁舎建設等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 老朽化した野辺地町役場庁舎の建て替え等に当たり、庁舎改修の方法、新庁舎等に必要な規模・機能及び基本設計等に関する事項について検討協議するため、野辺地町新庁舎建設等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、庁舎改修の方法、新庁舎等に必要な規模・機能及び基本設計等に関する事項について検討協議し、その結果を答申する。

(組織)

第3条 委員会は、17人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

(1) 町議会議員

(2) 関係団体の代表者等

(3) 学識経験者又は見識を有する者等

(4) その他町長が必要と認める者

3 委員は、庁舎改修等又は新庁舎建設に係る基本設計業務が完了したときは解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員への報酬及び費用弁償については、予算の範囲内で別に定めるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財政課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

1 この要綱は、告示の日から施行し、庁舎改修等又は新庁舎建設に係る基本設計業務の完了をもって廃止する。

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(第6条関係)

報酬及び費用弁償について

委員が会議等に出席したときは、報酬及び費用弁償を支給するものとし、その額については以下のとおりとする。

①報酬

職務の時間が4時間以内 1日につき2,100円

職務の時間が8時間以内 1日につき4,200円

②費用弁償

出席のため要した車賃（バス料金実費相当額）

ただし、招集地等との距離が片道2キロメートル未満の委員を除く。